二　府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

三　府令第三十三条第五項第一号ヌに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

四　府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

五　府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

六　府令第三十三条第五項第一号タの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

［項を削る。］

［項を削る。］

9　前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型第二種免許若しくは普通第二種免許	普通第二種免許
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
前項第二号及び第四号から第六号まで	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許

10　第八項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第一号	現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に	現に

二　府令第三十三条第四項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

三　府令第三十三条第四項第一号ヌに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと。

［号を加える。］

四　府令第三十三条第四項第一号ルに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあっては一時限、応用走行にあっては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては一時限）を超えないこと。

五　府令第三十三条第四項第一号カの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

7　前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、同項中「中型第二種免許若しくは普通第二種免許」とあるのは「普通第二種免許」と読み替えるものとする。

8　第六項の規定（第三号及び第四号を除く。）は、普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、同項第一号中「現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限」とあるのは「現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）」と、同項第二号中「四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）」とあるのは「四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）」とあるのは「時限数」と読み替えるものとする。

［項を加える。］

［項を加える。］